

令和8年度前橋市認知症高齢者等成年後見制度利用助成要項

令和8年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所長寿包括ケア課（2階） 電話 027-898-6275（直通） 027-224-1111（内線6277） 電子メールアドレス hokatsu@city.maebashi.gunma.jp ホームページ https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/chojuhokatsukea/gyomu/2/6/48526.html</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>成年後見、保佐又は補助制度（以下「成年後見制度」という。）の利用に係る経費負担が困難な者に対し、後見、保佐または補助（以下「成年後見等」という。）開始の審判の申立てを行った場合における申立経費および成年後見人、保佐人または補助人、後見監督人（任意後見監督人を含む）、保佐監督人、又は補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の報酬費を助成することにより、成年後見制度の利用を支援します。</p>
内容	<p>助成対象者</p> <p>本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民票に登録されている65歳以上の者、または、65歳以上の者で本市が老人福祉法に基づく措置の実施者である被措置者、本市が援護の実施者であり障害者福祉施設を利用する者、本市が介護保険の保険者である者、および本市が生活保護法による保護の実施機関となっている者で、次の各号のいずれかに該当する者。</p> <p>1 前橋市長（以下「市長」という。）または市長以外の者が成年後見等開始の審判の申立てを行った者のうち、生活保護受給者または市民税非課税の者で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者（申請時の添付書類や家庭裁判所に報酬付与審判申立時提出された年間収支報告書等を審査して、その収入の中で申立経費の負担や家庭裁判所により審判された報酬を支払うことが困難と認められる者）</p> <p>2 その他、市長による助成が適当であると認められる者</p> <p>※1、2いずれの場合も、申請時の預貯金の額が60万円以下とします。</p> <p>※申立経費の助成については、家庭裁判所の費用負担命令により本人が申立人から申立経費の求償請求をされている、もしくは本人が申立人である場合に限りません。</p>

<p>交付申請の手続等</p>		<p>○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p>
	<p>交付の対象となる事業及び経費</p>	<p>1 成年後見制度の申立経費（郵券代、収入印紙代（申立手数料・登記手数料）、診断書料、鑑定費用、戸籍謄本その他申立に必要な添付書類の交付手数料） ただし、家庭裁判所からの郵券代返還分を除きます。 ※申立書作成代行の手数料、申立書提出のための交通費等は助成対象外です。</p> <p>2 成年後見人等の報酬費 ※1、2いずれの場合についても、成年後見人等が親族でない、また、任意後見人でないことも必要となります。</p> <p>3 助成対象期間 (1) 申立経費 令和7年1月1日から令和9年2月28日までの間に審判が確定した申立経費 (2) 報酬費 令和7年1月1日から令和9年2月28日までの間の成年後見人等の業務に対する報酬費</p>
	<p>交付金額</p>	<p>1月に満たない日数の月があるときの助成金額は日割り計算とし、10円未満の端数は切り捨てとします。</p> <p>1 市長が成年後見等開始の審判の申立てを行う場合</p>

<p>交付申請の 手続等</p>		<p>(1)申立経費のうち、額の確定した経費 (2)成年後見人等の報酬 家庭裁判所より審判された報酬費用と次の額を比較して少ない方の額を上限とします ア 在宅の場合 1か月当たり28,000円 イ 入所の場合 1か月当たり18,000円 ウ 在宅と、入所・入院のいずれにも該当する月がある場合 1月を超えて入所・入院した場合に、次のとおり算定します。 (ア)入所・入院している日数が月の半数以上 1か月当たり18,000円を上限 (イ)入所・入院している日数が月の半数未満 1か月当たり28,000円を上限 2 市長以外の者が、成年後見等開始の審判の申立てを行った場合 (1)申立経費のうち、額の確定した経費 (2)成年後見人等の報酬 家庭裁判所より審判された報酬費用と次の額を比較して少ない方の額を上限とします。 1か月当たり15,000円</p>
<p>交付申請の 方法、時期 等</p>		<p>令和9年3月5日までに次のとおり申請してください。助成金の交付を申請できる者は、助成対象者又はその成年後見人等（以下「申請者」という。）とします。 1 申立経費の助成 申請者は、成年後見等開始の審判確定後、家庭裁判所の審判書の写し、預金通帳等資産状況を確認できる書類の写し、登記事項証明書の写し、申立経費の支出が分かる領収書等の写し、予納した郵券代の返還通知書の写し、そのほか、市長が提出を求めるものを添えて、認知症高齢者等成年後見制度利用助成金交付申請書（様式第1号）を速やかに市長に提出しなければなりません。 2 報酬費助成の申請 申請者は、成年後見制度利用による後見人等の報酬費が確定した後に、報酬付与の審判書の写しと審判を受けるのに家庭裁判所へ提出した書類等（預貯金等の収支の判る書面）の写しを添えて、認知症高齢者等成年後見制度利用助成金交付申請書（様式第1号）を速やかに市長に提出しなければなりません。 なお、いずれの申請も押印は省略することが可能です。電子メール及び電子申請システムによる提出も可能です。（実績報告、請求書も同じです）</p>

	<p>3 助成対象者1に該当する場合 申請時に以下の書類を提出してください。</p> <p>(1)本市以外が生活保護法による保護の実施機関の場合 生活保護受給者証の写しを添付してください。</p> <p>(2)住民登録が市外、令和8年1月2日以降に本市に住民登録をした場合 非課税であることが分かる書類（非課税証明書・所得課税証明書など自治体によって名称が異なる場合があります。）を添付してください。</p>
交付決定（却下）の時期等	<p>交付申請書類等の審査を行い、認知症高齢者等成年後見制度利用助成金交付決定通知書（様式第2号）または認知症高齢者等成年後見制度利用助成金却下決定通知書（様式第5号）により助成金の交付の決定（却下）について申請者に通知します。</p>
実績報告書の提出	<p>報酬費助成については、成年後見人等の報酬費用の支払い請求書の写しを添えて提出してください。関係書類等の審査を行い、助成金額を確定します。</p> <p>【注】実績報告書に、市補助金の充当先と内容を明示してください。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>請求書（様式第4号）に基づき支払います。後見人等は報酬費を受領後速やかに領収書の写しを提出してください。</p>
対象事業等が、変更、中止又は廃止となった場合の手続	<p>変更等承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認決定を受けなければなりません。</p>
変更等承認決定の時期等	<p>変更等承認申請を受理後、承認の可否を決定し、変更等承認通知書（様式第7号）により通知します。</p>
交付決定の取消し、または、助成金の返還	<p>次のいずれかに該当すると認めたときは、助成金交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めます。</p> <p>(1)この要項、交付決定の内容およびこれに付した条件に違反したとき</p> <p>(2)この要項に基づき提出した書類に虚偽の記載があったとき</p> <p>(3)助成対象事業の中止又は廃止をするとき</p> <p>(4)本市以外の市区町村から助成金を受領していることが明らかとなったとき</p>
様式	<p>申請書等の様式</p> <p>1 交付申請書兼誓約書（様式第1号）</p>

式		2 交付決定通知書（様式第 2 号） 3 実績報告書（様式第 3 号） 4 請 求 書（様式第 4 号） 5 却下決定通知書（様式第 5 号） 6 変更等承認申請書（様式第 6 号） 7 変更等承認通知書（様式第 7 号）
---	--	--